

1 国民健康保険税率等の改定内容

区 分	医療分		後期高齢者支援金分		介護分		合計	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
現行 (A)	5.00	27,000	2.17	12,800	1.73	13,500	8.90	53,300
改定 (B)	5.39	29,700	2.25	13,200	1.79	14,000	9.43	56,900
比較 (B-A)	0.39	2700	0.08	400	0.06	500	0.53	3,600

令和6年度 標準保険税率	8.81	48,469	2.84	17,619	2.31	18,252	13.96	84,340
-----------------	------	--------	------	--------	------	--------	-------	--------

2 国民健康保険税の減額の改定内容

軽減割合		金 額 (円)					
		均等割額			軽減額		
		現行 (A)	改定 (B)	比較 (B)-(A)	現行 (A)	改定 (B)	比較 (B)-(A)
7 割	医療分	8,100	8,910	810	18,900	20,790	1,890
	後期高齢者支援金分	3,840	3,960	120	8,960	9,240	280
	介護分	4,050	4,200	150	9,450	9,800	350
5 割	医療分	13,500	14,850	1,350	13,500	14,850	1,350
	後期高齢者支援金分	6,400	6,600	200	6,400	6,600	200
	介護分	6,750	7,000	250	6,750	7,000	250
2 割	医療分	21,600	23,760	2,160	5,400	5,940	540
	後期高齢者支援金分	10,240	10,560	320	2,560	2,640	80
	介護分	10,800	11,200	400	2,700	2,800	100

福生市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

部署名：保険年金課

改正案	現行	備考
<p>○福生市国民健康保険税条例 昭和54年12月25日 条例第29号</p> <p>第1条及び第2条まで 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.39を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、29,700円とする。</p> <p>第6条 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.25を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、13,200円とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.79を乗じて</p>	<p>○福生市国民健康保険税条例 昭和54年12月25日 条例第29号</p> <p>第1条及び第2条まで 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.00を乗じて算定する。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、27,000円とする。</p> <p>第6条 省略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.17を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、12,800円とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.73を乗じて</p>	<p>例規集² P 2754</p> <p>所得割額の税率の改定</p> <p>被保険者均等割額の改定</p> <p>所得割額の税率の改定</p> <p>被保険者均等割額の改定</p> <p>所得割額の</p>

改正案	現行	備考
<p>算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 14,000円 とする。</p> <p>第11条から第13条まで 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万</p>	<p>算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 13,500円 とする。</p> <p>第11条から第13条まで 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万</p>	<p>税率の改定</p> <p>被保険者均等割額の改定</p>

改正案	現行	備考
<p>円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p>	
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 20,790円</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 18,900円</p>	被保険者均等割額の改定
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,240円</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,960円</p>	"
<p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,800円</p>	<p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,450円</p>	"
<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 14,850円</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13,500円</p>	"
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第</p>	

改正案	現行	備考
<p>2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,600円</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について7,000円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,940円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,640円</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,800円</p>	<p>2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,400円</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,750円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,560円</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,700円</p>	<p>被保険者均等割額の改定</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p>
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る</p>	

改正案	現行	備考
<p>基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,455円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,425円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,880円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,850円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,980円</p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,300円</p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,280円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円</p>	<p>基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,050円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,800円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,500円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,920円</p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,200円</p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,120円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,400円</p>	<p>被保険者均等割額の改定</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
<p>第14条の2から第19条まで 省略</p>	<p>第14条の2から第19条まで 省略</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【資料 4-3】

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

1 専決処分の理由

令和6年度地方税法施行令の改正に伴い、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが、改正地方税法施行令の公布時期が不透明であり、市議会定例会（令和6年第1回）への議案提案ができない場合、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したい。

2 改正の内容

国民健康保険税の賦課限度額の変更で、後期高齢者支援金分を22万円から24万円とする。また、5割軽減の1人当りに係る額を29万円から29万5千円に、2割軽減の1人当りに係る額を53万5千円から54万5千円に変更することに伴い、国民健康保険税条例第2条第3項、第14条第1項、同第2号及び第3号の文言を改める。

3 賦課限度額の変更による対象世帯数の比較

区 分	限度額到達世帯数		
	変更後	変更前	差引
医療分	74	74	0
後期高齢者支援金分	94	108	△14
介護分	52	52	0
合 計	220	234	△14

4 賦課限度額の変更による影響額（調定額：令和6年度当初課税比較）

区 分	限度額超過額(千円)			調定額
	変更後	変更前	差引	
医療分	73,682	73,682	0	0
後期高齢者支援金分	33,140	34,864	△1,724	+1,724
介護分	11,668	11,668	0	0
合 計	118,490	120,214	△1,724	+1,724

5 保険税軽減の拡充による対象世帯数の比較

区 分	世帯数		
	変更後	変更前	差引
7割軽減	4,089	4,089	0
5割軽減	1,218	1,203	+15
2割軽減	998	984	+14
合 計	6,305	6,276	+29

6 保険税軽減拡充による影響額（調定額：令和6年度当初課税比較）

区 分	軽減税額(千円：医療・支援・介護合算)			調定額
	変更後	変更前	差引	
7割軽減	88,846	88,846	0	0
5割軽減	26,452	26,035	+417	△417
2割軽減	9,023	8,949	+74	△74
合 計	124,321	123,830	+491	△491

7 改正対象

福生市国民健康保険税条例 第2条、第14条
国民健康保険税の限度額、軽減に係る所得金額の改正

8 施行日

令和6年4月1日

【資料 4-4】

福生市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

部署名：保険年金課

改正案	現行	備考
<p>○福生市国民健康保険税条例 昭和54年12月25日 条例第29号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は24万円とする。</p> <p>4 省略</p> <p>第3条から第13条の8まで 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じ</p>	<p>○福生市国民健康保険税条例 昭和54年12月25日 条例第29号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は22万円とする。</p> <p>4 省略</p> <p>第3条から第13条の8まで 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じ</p>	<p>課税限度額の変更 ” ” ”</p>

改正案	現行	備考
<p>て得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>2及び3 省略</p> <p>第14条の2から第19条まで 省略</p>	<p>て得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>2及び3 省略</p> <p>第14条の2から第19条まで 省略</p>	<p>被保険者に乗ずる金額の変更</p> <p>〃</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年度国民健康保険料(税)率等の状況

(令和6年4月1日現在)

保険者名		国民健康保険料(税)率・賦課限度額														7・5・2割軽減	6・4割軽減	
		基礎課税(賦課)分					後期高齢者支援金等課税(賦課)分					介護納付金課税(賦課)分						
		所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(万円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(万円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)			限度額(万円)
24	八王子市	7.73	-	46,500	-	65	2.83	-	16,600	-	24	2.28	-	16,700	-	17	○	
25	立川市	6.58	-	32,100	-	63	2.24	-	11,700	-	21	1.69	-	14,500	-	16	○	
26	武蔵野市	5.62	-	31,000	-	65	1.95	-	11,300	-	22	1.65	-	13,600	-	17	○	
27	三鷹市	5.70	-	29,000	-	65	2.20	-	11,800	-	24	1.60	-	13,400	-	17	○	
28	青梅市	6.25	-	33,000	-	65	2.07	-	12,000	-	24	1.95	-	13,100	-	17	○	
29	府中市	5.05	-	23,720	-	65	1.64	-	7,440	-	22	1.64	-	9,840	-	17	○	
30	昭島市	5.60	-	27,500	-	65	2.25	-	11,500	-	22	1.70	-	14,500	-	17	○	
31	調布市	5.52	-	29,000	-	65	1.98	-	10,300	-	22	1.75	-	12,000	-	17	○	
32	町田市	6.61	-	38,900	-	65	2.22	-	12,900	-	24	2.00	-	15,000	-	17	○	
33	福生市	5.39	-	29,700	-	65	2.25	-	13,200	-	24	1.79	-	14,000	-	17	○	
34	羽村市	6.43	-	27,300	-	65	2.33	-	11,200	-	24	2.15	-	13,100	-	17	○	
35	瑞穂町	5.91	-	27,000	-	65	1.65	-	10,000	-	24	1.55	-	15,000	-	17	○	
36	あきる野市	5.79	-	30,000	-	65	2.08	-	11,400	-	24	1.97	-	13,500	-	17	○	
37	日の出町	5.77	-	31,200	-	65	2.20	-	11,600	-	24	1.91	-	12,100	-	17	○	
39	檜原村	5.10	-	26,600	-	65	1.60	-	9,100	-	24	1.60	-	11,900	-	17	○	
40	奥多摩町	5.90	-	29,500	-	65	2.00	-	11,000	-	24	1.95	-	12,600	-	17	○	
42	日野市	5.60	-	32,400	-	65	1.90	-	11,400	-	24	1.90	-	14,100	-	17	○	
44	多摩市	5.81	-	29,300	-	65	1.89	-	12,000	-	24	1.68	-	12,200	-	17	○	
45	稲城市	5.73	-	37,200	-	65	1.37	-	9,400	-	24	2.19	-	13,100	-	17	○	
46	国立市	5.50	-	20,000	-	65	1.80	-	10,000	-	24	1.85	-	11,000	-	17	○	
47	狛江市	5.65	-	27,900	-	65	1.97	-	11,300	-	24	1.84	-	13,600	-	17	○	
48	小金井市	6.04	-	26,000	-	65	2.05	-	13,000	-	24	2.00	-	15,000	-	17	○	
49	国分寺市	6.00	-	28,000	-	65	1.98	-	12,000	-	22	1.84	-	14,000	-	17	○	
51	武蔵村山市	6.75	-	35,200	-	65	1.81	-	12,500	-	24	1.76	-	13,000	-	17	○	
52	東大和市	7.42	-	37,200	-	65	2.50	-	12,300	-	24	2.45	-	14,100	-	17	○	
53	東村山市	6.70	-	40,800	-	65	2.25	-	13,500	-	24	2.15	-	16,000	-	17	○	
54	清瀬市	5.92	-	28,000	-	65	2.01	-	10,000	-	24	1.90	-	13,000	-	17	○	
55	東久留米市	5.81	-	35,900	-	65	2.18	-	13,200	-	24	1.94	-	14,400	-	17	○	
57	西東京市	5.41	-	31,600	-	65	1.68	-	6,500	-	24	1.64	-	14,300	-	17	○	
58	小平市	6.01	-	27,000	-	65	2.29	-	12,900	-	22	1.85	-	15,900	-	17	○	
59	大島町	6.80	-	21,500	19,000	65	2.60	-	8,200	4,300	24	2.00	-	9,000	5,200	17	○	
60	利島村	2.81	-	16,000	-	65	2.12	-	12,000	-	24	1.64	-	12,200	-	17	○	
61	新島村	5.90	-	30,000	-	65	2.00	-	11,000	-	24	1.70	-	14,500	-	17	○	
62	神津島村	6.50	-	36,500	-	65	3.69	-	19,000	-	24	2.19	-	16,000	-	17	○	
63	三宅村	7.10	-	39,600	-	65	2.46	-	13,800	-	24	1.83	-	13,800	-	17	○	
64	御蔵島村	3.00	39.50	8,300	8,000	61	1.05	15.50	4,700	4,000	19	0.61	16.44	7,900	4,700	16		○
65	八丈町	6.50	-	20,100	14,200	65	2.80	-	7,000	7,000	24	2.30	-	11,600	4,000	17	○	
66	青ヶ島村	5.00	65.00	23,000	23,000	65	0.40	9.00	10,000	10,000	24	0.40	11.00	10,000	10,000	17		○
67	小笠原村	4.50	35.00	7,800	22,600	65	1.50	15.00	6,400	10,000	24	1.40	11.00	10,000	10,000	17	○	
市町村平均		5.83	46.50	29,008	17,360	64.8	2.05	13.17	11,157	7,060	23.5	1.80	12.81	13,168	6,780	16.9		

【注1】「所得割」の算定は、「旧ただし書方式」を採用している。

【注2】網掛け部分は前年度から改定されている。